

公立大学法人滋賀県立大学情報システム運用基本規程

平成 2 1 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 134 号

公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）は、インターネットに常時接続された基幹ネットワークシステム、情報処理教育システム、各研究分野で構築されたシステム、教育研究活動を支援するための業務システム等、多様な情報システムを保有している。これらのシステムは、情報化社会における人材の育成、研究者間における研究資源の共有や成果の発信、地域社会への成果の発信、効率的な大学運営に資するものであり、きわめて重要な役割を担っている。

一方、情報システムへの不正侵入、さらにはデータの改ざんやシステムの妨害といった脅威が増大している中、これらの情報システムには高度な安全性と信頼性が求められている。

これからも本学が、学術研究・教育活動や社会貢献活動を発展させていくためには、情報システムの計画的な整備に加えて、情報資産のセキュリティを確保していくことが不可欠である。

このような情報セキュリティの重要性を大学の全構成員が十分意識して情報資産を守っていくとともに、不測の緊急事態にも適切に対応できる体制を確立するため、情報システム運用基本規程（以下「基本規程」という。）を定める。

（定義）

第 1 条 この基本規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）情報システム

情報処理および情報ネットワークにかかるシステムで、次のものを含む。

ア 本学により、所有または管理されているもの

イ 本学との契約または他の協定に従い提供されるもの

（2）情報ネットワーク

情報ネットワークとは、情報を伝達させるために情報ネットワーク機器とイーサネット等の通信回線により構築された網（ネットワーク）のことで、次のものを含む。また、これらのネットワークのうち、図書情報センターが管理運営する基幹・支線 LAN の総体を、公立大学法人滋賀県立大学情報ネットワーク（S P I N S : The University of Shiga Prefecture Information Network System）という。

ア 本学により、所有または管理されているすべての情報ネットワーク

イ 本学との契約または他の協定に従い提供されるすべての情報ネットワーク

（3）情報資産

情報システム、情報ネットワーク、情報ネットワークに接続されたコンピュータ等の情報機器およびそこで取り扱われる情報をいう。ただし、別に定める場合を除き、情報は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録で、コンピュータ等情報機器による情報処理の用に供される

ものをいう。)に限るものとする。

(4) ドメイン

情報ネットワークの管理単位で、同じ資源を共有する利用者やコンピュータのグループをいう。

(5) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性および可用性を維持することをいう。

(6) インシデント

意図的または偶発的に生じる情報セキュリティを侵害する事件および事故をいう。

(7) 情報コンテンツ

テキストや静止画、動画、音楽、音声といった情報全般をいう。

(情報システムの目的)

第2条 本学情報システムは、本学の理念を実現するため、本学のすべての学術研究・教育活動、社会貢献活動および運営の基盤として設置し、これを適正に運用する。

(適用範囲)

第3条 この基本規程は、本学情報システムを運用し、管理し、または利用するすべての者に適用する。

(全学総括責任者)

第4条 本学情報システムの運用に責任を持つ者として、全学総括責任者を置く。

- 2 全学総括責任者は、情報施策の決定やインシデントの状況を把握し、その総括を行う。
- 3 全学総括責任者は、副理事長を充てる。

(情報ネットワーク管理者)

第5条 情報ネットワーク管理者は、情報ネットワークを管理、運営するとともに、本学情報システムを総括的に管理する。

- 2 情報ネットワーク管理者は、全学総括責任者を補佐し、インシデントに対する全学的な緊急措置の実施や、再発防止策の実施を行う。
- 3 情報ネットワーク管理者は、図書情報センター長を充てる。

(部局総括責任者)

第6条 部局総括責任者は、学部、全学共通教育推進機構、事務局（以下「部局」という。）における運用方針の決定および情報システム上の各種問題に対する処置を決定する。

- 2 部局総括責任者は、情報ネットワーク管理者を補佐し、インシデントに対する部局における緊急措置の実施の指示や、再発防止策の実施の指示を行う。
- 3 部局総括責任者は、特定情報システム管理者を任命しなければならない。
- 4 部局総括責任者は、学部長、全学共通教育推進機構長および事務局次長を充てる。

(管理運営部局)

第7条 情報ネットワーク管理者の下に、本学情報システムの総括的な管理運営部局を設置する。

2 管理運営部局は、図書情報センターを充てる。

(情報システム管理者)

第8条 本学において情報システムを導入し、運用を行う場合は、部局総括責任者は運用管理責任者としての情報システム管理者を置かなければならない。

2 情報システム管理者は、情報管理運用手順の決定および情報システム上の各種問題に対する処置を実施する。

3 ドメインを管理する情報システム管理者を、ドメイン管理者という。

(特定情報システム管理者)

第9条 本学情報システムのうち情報セキュリティが侵害された場合に影響が大きい情報システムを特定情報システムとし、特定情報システム管理者を設置する。

2 特定情報システムは、全学総括責任者が指定する。

3 特定情報システム管理者は、インシデントに対する管理運用手順の決定および各種問題に対する処置を実施する。

4 事務局にあっては各情報システムを管理する課長を特定情報システム管理者に充てる。

(雑則)

第10条 この基本規程による組織体系、本学情報システムを利用する者の義務およびインシデントへの対応手順、その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この基本規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この基本規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基本規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この基本規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基本規程は、平成30年4月1日から施行する。